

## 桑名市行政改革推進委員会条例

平成 25 年 7 月 2 日

条例第 38 号

## (趣旨)

第 1 条 この条例は、本市が推進する行政改革の取組について、社会経済情勢の変化に対応した適正で効率的な市政を実現するための桑名市行政改革推進委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

## (所掌事務)

第 2 条 委員会は、桑名市の行政改革に関する事項について審議し、意見を述べるものとする。

## (組織)

第 3 条 委員会は、委員 8 人以内で組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係団体の代表者
- (3) 公募による者
- (4) その他市長が適当と認める者

2 委員会の委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員会の委員は、再任されることができる。

## (委員長及び副委員長)

第 4 条 委員会に委員長及び副委員長をそれぞれ 1 人置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によってこれを定める。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

## (会議)

第 5 条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

## (意見の聴取等)

第 6 条 委員長は、議事に関し必要があると認めたときは、委員以外の者に出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な書類の提出を求めることができる。

## (庶務)

第 7 条 委員会の庶務は、総務部財政課において処理する。

## (その他)

第 8 条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

## (施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

## (経過措置)

2 この条例の施行後、最初に委嘱される委員の任期は、第 3 条第 2 項の規定にかかわらず、平成 27 年 3 月 31 日までとする。

## 附 則(平成 29 年 3 月 27 日条例第 21 号)

この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。